青森県東津軽郡平内町大字稲生
字稲生　九番一　一号から三号まで
一三番五　十八号から二十号まで
一三番一七　二十一号及び二十二号
字月泊山　二七番　十五号から十七号まで
字月泊山国有林
四三三林班は(4)小班　四号から十号まで
四三三林班は(2)小班　十一号から十四号まで

○国土交通省告示第五百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城尾屋谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線（標柱十五号と十六号については、平成二十六年国土交通省告示第百三十九号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡広川町大字水原
字鬼ノ淵　二一一三番三地先道路敷　一号
二一一五番三　二号
二一一九番　三号
二一二一番　四号
二一〇六番一　五号及び七号から十号まで
二〇九七番地先道路敷　六号
二一〇五番二　十一号
二一〇三番一　二十号及び二十一号
二一〇四番　二十二号及び二十三号
二一〇二番　二十四号
二一〇一番　二十五号
二〇九四番　二十六号
二〇九七番　二十七号及び二十八号
二〇九六番　二十九号
二一二一番地先道路敷　三十号
二一〇八番一　三十一号
二一一六番一　三十二号
二一二一番一地先道路敷　三十三号
字城ノ尾
二一二一番五　十二号
二一二一六番七　十三号
二一二一五番九　十四号
二一二一五番六　十五号
二一二一三番　十六号
二一二一四番二　十七号及び十八号
二一二一四番一　十九号

(二)　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山の神川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第百八十一号で指定した山の神川に掲げる土地の区域を除く。）

福岡県京都郡みやこ町犀川大坂
字ハカノ　一九四二番一　一号
字栗木原　一九〇九番一　二号
字包石　一九三三番三地先道路敷　三号及び四号
字大山ノ下　一九一二番二三　五号
一九一三番　六号
一九一二番五　七号
一九一二番三　八号
一九一二番一　九号から十一号まで

○国土交通省告示第五百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯舟川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した湯舟川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓
字岳河原　二九三五番二九　一号から三号まで
二九三五番二八　四号
二九三五番五二　五号及び六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱七号と十号を昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した湯舟川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓
字岳河原　二九三五番二八　七号から十号まで

(二)　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯舟川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した湯舟川に掲げる土地の区域を除く。）

熊本県菊池市旭志麓
字桜ケ水　二九一六番二六五　一号、四号、五号及び八号
二九一六番二一二　二号
二九一六番二〇三　三号
二九一六番三〇五　六号
二九一六番三〇四　七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

狐塚川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓
字新山　二九二六番一八四　一号
二九二六番四四〇　二号及び三号
二九二六番一八一　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から七号までを順次結んだ線及び標柱五号と七号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓桜ヶ水国有林
一〇四林班　ほ小班　五号から七号まで
一〇四林班　ろ(1)小班　十一号から十三号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱八号と十号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓
字新山　二九二六番四四一　八号
二九二六番一六八　九号及び十号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十一号と十三号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓桜ヶ水国有林
一〇四林班　ろ(1)小班　十一号から十三号まで

ホ　次に掲げる土地に存する標柱十四号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十四号と十六号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓
字新山　二九二六番一四八　十四号から十六号まで

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十七号と二十二号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓桜ヶ水国有林
一〇四林班　い(1)小班　十七号から二十二号まで

ト　次に掲げる土地に存する標柱二十三号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱二十三号と二十五号を昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県菊池市旭志麓桜ヶ水国有林
一〇四林班　ろ小班　二十三号から二十五号まで